

第3期

二戸市地域福祉計画

平成31～35年度

共に支え合いながら誰もが安心して

暮らすことができるまち

平成31年3月

岩手県二戸市

第3期二戸市地域福祉計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 他の個別計画との関係	5
4 計画の期間	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1 人口、世帯数などの状況	7
2 高齢者の状況	8
3 障がい者の状況	9
4 就学前児童の状況	11
5 自殺者の状況	11
6 民生委員・児童委員及び保健委員の状況	12
7 避難行動要支援者の状況	13
8 ボランティア団体及びNPO法人の状況	13
9 地域福祉に関する住民の意識（地域福祉に関するアンケート）	14
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 計画の基本目標	17
3 計画の推進体制	18
4 計画の体系	20
第4章 地域福祉の推進	21
1 共に支え合う仕組みづくり	21
（1）共に支え合う福祉コミュニティづくり	21
（2）包括的支援体制の整備	23
（3）高齢者・障がい者への福祉サービス	27

(4) 子育て家庭への支援と子どもの健全育成	28
(5) 生活困窮者の自立支援の推進	29
(6) 権利擁護の推進	30
2 安心して暮らすことができる環境づくり	32
(1) 避難行動要支援者の見守り・安否確認の体制づくり	32
(2) 自殺対策の推進	34
(3) 交通弱者等への移動サービス等の支援	35
(4) ユニバーサルデザインの普及・促進	36
3 福祉のまちを支える人づくり	37
(1) 市民ボランティア・ボランティア団体の育成	37
(2) 相談窓口対応のレベルアップ	38
(3) 福祉の「学び」・「気づき」の推進	39
(4) 福祉サービス情報提供の充実	40
(5) 苦情解決制度の利用促進	41

第5章 計画の推進 42

1 地域福祉計画の周知	42
2 二戸市社会福祉協議会等との連携による計画の推進	42
3 計画の評価と見直し	42
(1) 計画の評価・検証	42
(2) 計画の見直し	42

資料編 44

○第2期二戸市地域福祉計画の概要と取組状況	44
○二戸市地域福祉計画策定委員会設置要綱	52
○二戸市地域福祉計画策定委員会委員名簿	53
○第3期二戸市地域福祉計画策定経過	54

1 計画策定の背景

二戸市は、平成 21 年度（2009）から平成 25 年度（2013）までを計画期間とする 5 年間の第 1 期地域福祉計画、平成 26 年度（2014）から平成 30 年度（2018）までを計画期間とする 5 年間の第 2 期地域福祉計画に基づき、高齢者、障がい者、児童、自殺対策に係る分野の計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでおります。

地域福祉は、平成 12 年（2000）の社会福祉法の改正により、社会福祉の基本理念の一つとして掲げられました。その後、平成 15 年（2003）に市町村の地域福祉の推進方策として「地域福祉計画」を策定することが規定され、平成 29 年（2017）の改正においては、複合的な課題等への包括的な支援のため、分野や世代を超えてつながっていく「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。

市においても、災害時に要支援者の避難を支援する仕組みとして、平成 21 年度（2009）から要支援者名簿の作成と共有、見守り・安否確認を民生委員・児童委員、町内会等の協力のもと進めてきました。

これまでの計画の取組状況をみますと、各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供されつつあるほか、平成 29 年度（2017）に「二戸市社会福祉法人連絡会」が設立され、各地域に「福祉コンシェルジュ」が配置され、身近な相談支援窓口として機能しています。また、平成 30 年度（2018）に「二戸市地域支え合い協議体」を設立し、地域の生活課題に連携して支援できる体制が整ってきております。

本市は、東日本大震災や台風等による大雨など、多くの災害に見舞われてきましたが、人と人とのつながりや絆、地域住民同士による支え合い・助け合いで乗り越えてきました。

第 3 期地域福祉計画は、人口減少や少子高齢化、一人暮らし高齢者の増加などが今後も予想されるなか、あらゆる世代が共に支え合うとともに、包括的な支援が受けられる体制の強化を図ることで、安心・安全に暮らすことができるまちを目指し策定するものです。

(1) 計画の位置づけ

上位計画となる二戸市総合計画の4本の柱のひとつ「暮らしを守る」を推進するための福祉分野の計画で、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

(2) 地域福祉計画に関する国の通知等

地域福祉計画の策定について、次のとおり国の通知等が示されています。

年	国の通知等
平成12年	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)による、改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号)において、地域福祉の推進を図る観点から第1条の目的に地域福祉の推進を掲げ、第4条に地域福祉の推進に係る規定を設けるとともに、新たに第10章として地域福祉計画、社会福祉協議会及び共同募金に係る規定からなる地域福祉の推進の章が設けられました。地域福祉計画に係る規定は同法第107条及び第108条として、平成15年4月1日施行されました。
平成19年	厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成19年8月10日)において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等を市町村地域福祉計画に盛り込むものとされました。
平成26年	厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」(平成26年3月27日)において、生活困窮者自立支援法(平成25年法第105号。平成27年4月施行)に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、生活困窮者自立支援方策を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。
平成29年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現にむけた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日)において、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。平成30年4月1日施行)による改正社会福祉法第107条が改正され、市町村地域福祉計画の記載事項として、共通して取り組むべき事項を追加すること等が掲げられ、今回の通知で「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」が示されました。

改正社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（1）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

（2）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

（3）生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

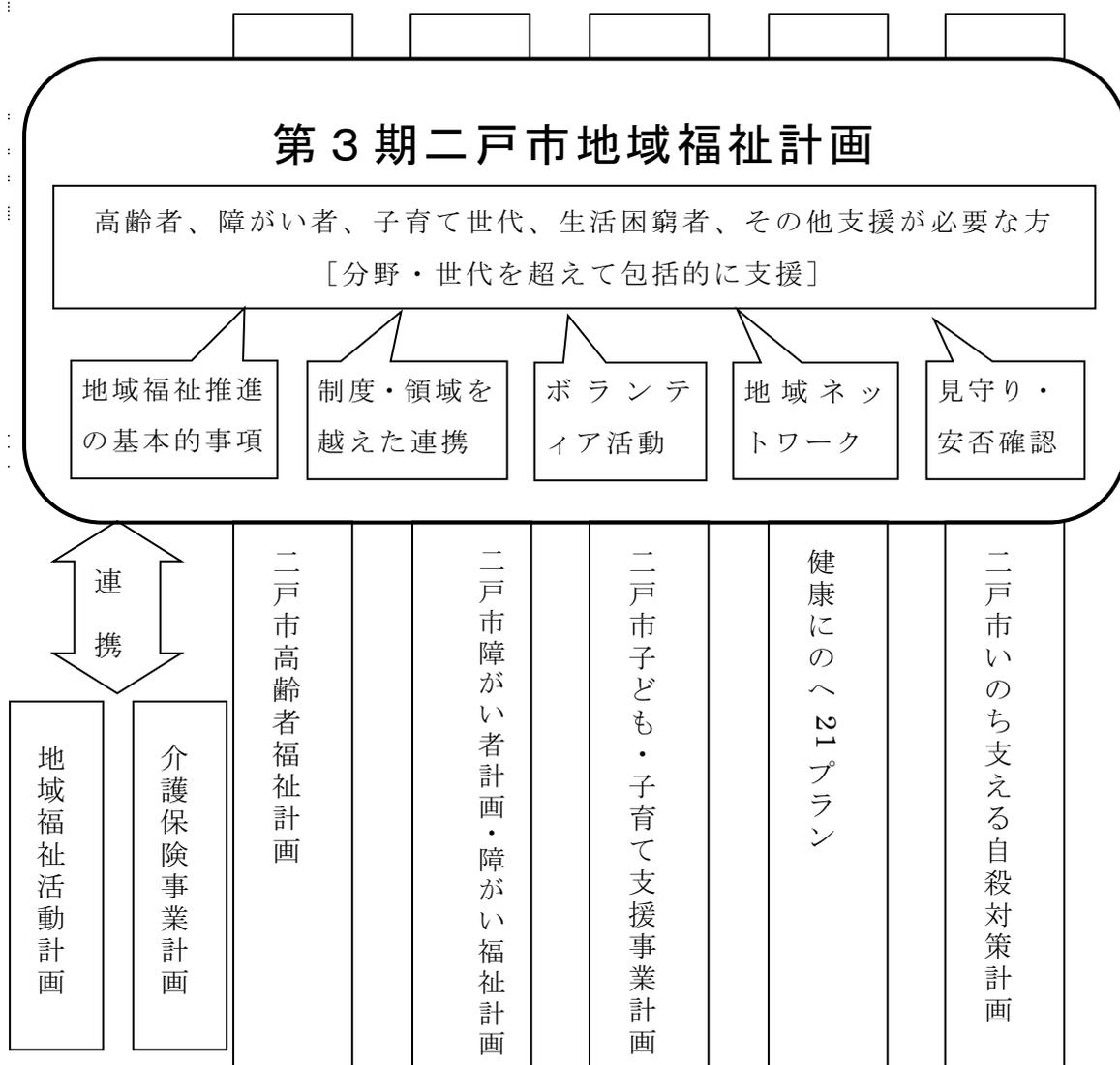
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

本計画は、「二戸市高齢者福祉計画」、「二戸市障がい者計画・障がい福祉計画」、「二戸市障がい児福祉計画」、「二戸市子ども・子育て支援事業計画」、「健康にのへ21プラン」「二戸市いのち支える自殺対策計画」の個別計画と連携を図り、保健福祉施策を総合的に推進します。

■ 計画の位置づけ

第 2 次 二 戸 市 総 合 計 画

《 人 が 輝 き 未 来 を ひ ら く ま ち に の へ 》



本計画の期間は、平成31年度（2019）から平成35年度（2023）までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度の見直し等、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

■ 計画の期間

計画名/年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
二戸市総合計画	基本構想					基本構想（28年度～37年度）										
	後期基本計画					前期基本計画（28年度～32年度）						後期基本計画（33年度～37年度）				
二戸市地域福祉計画	第1期 （21年度～25年度）				第2期地域福祉計画 （26年度～30年度）					第3期地域福祉計画 （31年度～35年度）						
二戸市高齢者福祉計画	第5期				第6期				第7期							
二戸市障がい者計画 二戸市障がい福祉計画 二戸市障がい児福祉計画	第1期					第2期										
	第3期				第4期				第5期				第1期			
二戸市子ども・子育て 支援事業計画						第1期					第2期					
健康にのへ21プラン	第1期				第2期											
二戸市いのち支える 自殺対策計画											第1期					

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口、世帯数などの状況

二戸市の総人口は減少する一方で、総世帯数は増加傾向を示しています。65歳以上の人口割合が上昇し、著しい高齢化のなかで、65歳以上単身世帯数、65歳以上夫婦のみ世帯数も増加しています。

(単位：人、%、世帯)

区 分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年
人 口	総人口(A)	31,916	29,702	27,611	26,652
	0～14歳人口(B)	4,353	3,637	3,131	2,846
	比率(B/A)	13.6	12.2	11.4	10.7
	15～64歳人口(C)	18,976	17,187	15,264	14,416
	比率(C/A)	59.5	57.9	55.4	54.2
	65歳以上人口(D)	8,587	8,878	9,171	9,345
	比率(D/A) 高齢化率	26.9	29.9	33.3	35.1
総世帯数		11,052	10,847	10,670	11,866
65歳以上単身世帯数		1,051	1,173	1,363	—
65歳以上夫婦のみ世帯数		871	1,244	1,274	—
1世帯当たり平均人員		2.81	2.69	2.52	—
出生数		215	203	169	137
死亡数		361	396	446	450

※ 平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年は、国勢調査報告による。

※ 平成 29 年は、岩手県人口移動報告年報による。

※ 出生数、死亡数は、岩手県人口移動報告年報による。

※ 平成 17 年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

《参考》地区別人口及び高齢化

(単位：人、%)

地 区	福 岡	石切所	斗 米	仁左平	御返地	金田一	浄法寺
総 人 口	5,288	4,485	2,690	4,845	1,460	4,440	4,044
65歳以上人口	1,665	1,415	1,048	1,467	690	1,680	1,781
高 齢 化 率	31.5	31.5	39.0	30.3	47.3	37.8	44.0

※ 平成 30 年 8 月 31 日現在。福祉課調べ。

(1) 要介護認定者数

介護保険制度開始以降、要支援・要介護認定者数は増加しています。

(単位：人、%)

区 分		平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年			
要支援	1	204	186	342	164	361	174	354	171
	2		194		187		187		183
比率		13.8	23.6	21.4	19.7	19.2			
要介護 1		481	240	236	281	329			
比率		32.5	14.9	14.4	15.3	17.8			
要介護 2		196	278	281	354	346			
比率		13.3	17.2	17.1	19.3	18.7			
要介護 3		185	338	301	282	279			
比率		12.5	21.0	18.3	15.4	15.1			
要介護 4		191	171	257	351	357			
比率		12.9	10.6	15.7	19.1	19.3			
要介護 5		221	205	215	205	183			
比率		15.0	12.7	13.1	11.2	9.9			
合 計		1,478	1,612	1,641	1,834	1,848			

※ 各年 3 月 31 日現在。福祉課調べ。

※ 平成 16 年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

(2) 単位老人クラブ数及び加入者数

高齢者人口が増加するなかで、単位老人クラブ数、単位老人クラブ加入者数ともに減少しています。

(単位：団体、人)

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
老人クラブ数	52	49	43	41	39
同 加入者数	2,176	1,641	1,224	1,087	953

※ 各年 4 月 1 日現在。福祉課調べ。

※ 平成 16 年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

(1) 身体障がい者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年(2013)以降減少しています。

(単位：人)

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
視覚・視野	110	99	94	88	85
聴覚・平衡	121	99	98	90	85
咀嚼・音声	13	17	14	12	13
肢体不自由	730	796	799	769	645
内部障害	255	325	354	325	342
合 計	1,229	1,336	1,359	1,284	1,170

(単位：人)

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
1 級	394	489	531	498	447
2 級	237	231	224	193	175
3 級	181	192	190	186	179
4 級	215	234	251	247	219
5 級	101	80	80	80	74
6 級	101	86	83	80	76
合 計	1,229	1,312	1,359	1,284	1,170

※ 各年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数。福祉課調べ。

※ 平成 16 年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

(2) 知的障がい者数

療育手帳所持者数は、A、B 判定とも増加しています。

(単位：人)

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
A 判定	69	90	87	85	89
B 判定	99	120	150	172	189
合 計	168	210	237	257	278

※ 各年 3 月 31 日現在の療育手帳所持者数。福祉課調べ。

※ 平成 16 年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

(3) 精神障がい者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加しています。

(単位：人)

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
1 級	20	34	33	46	49
2 級	24	44	73	97	92
3 級	7	16	28	41	51
合 計	51	94	134	184	192

※ 各年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数。

平成 16 年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

※ 精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳を持っていない人もあることから精神障害者数と保健福祉手帳所持者数とは異なります。

4

就学前児童の状況

保育所、認可外保育施設、認定こども園、幼稚園を利用する乳幼児数は、若年人口の減少もあり年々減少しています。

(単位：人)

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
保 育 所 等	481	582	584	650	661
認 可 外 保 育 施 設	154	28	58	49	19
児 童 館 (保育型)	91	53	31	14	-
幼 稚 園 等	290	248	183	129	125
合 計	1,016	911	856	842	805

※ 保育所等、認可外保育施設、児童館（保育型）、幼稚園等の利用者数。保育所、児童館は、各年4月1日現在。

※ 認可外保育施設は各年10月1日現在で認可外保育施設実態調査による。

※ 幼稚園は各年5月1日現在で学校基本調査による。

※ 平成16年は、旧二戸市及び旧浄法寺町の合算。

5

自殺者の状況

自殺者は全国、岩手県、二戸市ともに減少傾向にありますが、自殺死亡率は依然として全国、岩手県と比べ高くなっています。

(単位：人)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
全 国	32,845 (25.8)	31,690 (24.9)	26,063 (20.7)	23,152 (18.5)	20,431 (16.4)
岩手県	486 (35.8)	439 (32.6)	340 (26.4)	297 (23.3)	262 (21.0)
二戸市	11 (35.5)	12 (39.2)	14 (49.0)	8 (29.0)	6 (21.4)

※ 括弧内は、対10万人当たりの人数（自殺死亡率）。内閣府調査による。ただし、平成29年は暫定値。

(1) 民生委員・児童委員及び保健委員数

民生委員・児童委員及び保健委員は、関係機関と密接な連携を図りながら社会福祉の増進のために大きな役割を担っています。

(単位:人)

地 区	福 岡	石切所	斗 米	仁左平	御返地	金田一	浄法寺	合 計
民生委員・ 児童委員	17	15	13	16	9	17	22	109
保健委員	23	20	16	21	11	31	60	182

※ 平成 30 年 1 月 1 日現在の人数（民生委員 1 名欠員）。福祉課、健康福祉企画課調べ。

(2) 民生委員・児童委員の相談支援件数

項 目	件 数
在宅福祉	47
介護保険	45
健康・保健医療	45
子育て・母子保健	30
子どもの地域生活	120
子どもの教育・学校生活	63
生活費	54
年金・保険	28
仕 事	37
家族関係	46
住 居	26
生活環境	144
日常的な支援	660
その他	487
合 計	1,832

分 野	件 数
高齢者	986
障がい者	176
子ども	232
その他	438
合 計	1,832

※ 平成 29 年度の状況。福祉行政報告例による。

7 避難行動要支援者の状況

平成 21 年から実施した避難行動要支援者名簿の整備と併せて、地域の協力により個々の要支援者に対する支援体制が整備されました。

(単位:人、団体)

地 区	福 岡	石切所	斗 米	仁左平	御返地	金田一	浄法寺	合 計
要支援者 名簿登載数	212	127	103	81	74	129	115	841
支援組織数	18	11	13	20	9	17	38	126

※ 平成 29 年 12 月末現在の要支援者名簿登載数及び支援組織数 福祉課調べ。

8 ボランティア団体及びNPO法人の状況

区 分	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年
ボランティア 団 体 数	32	—	32	30	30
NPO法人数	2	9	10	12	11

※ ボランティア団体数は隔年調査で二戸市社会福祉協議会調べ。
 ※ NPO法人数は政策推進課調べ。

※ 岩手県地域福祉支援計画より転載

岩手県が平成 30 年 2 月に、希望郷いわてモニター（276 名）を対象に、「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

調査の結果は次のとおりです。

質問 1 「地域福祉」のイメージ

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ① 誰にとっても暮らしやすい社会をつくること | : 34.8% |
| ② 日常生活において困ったときにお互いに助け合うこと | : 26.7% |
| ③ お年寄りや障がいのある人、子育て中の人などを周りの人が支えること | : 25.7% |
| ④ お年寄りや障がいのある人のための施設や制度を整えること | : 8.6% |

質問 2 普段の近所付き合い

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 顔が合えば立ち話をする程度 | : 31.3% |
| ② あいさつを交わす程度 | : 28.9% |
| ③ 家を行き来するほど親しく付き合っている | : 22.8% |
| ④ 困ったときに何でも相談し助け合える人がいる | : 12.8% |

質問 3 近所付き合いの必要性

- | | |
|--|---------|
| ① わずらわしいと感じることもあるが、万一の際は、互いに助け合えるよう日頃から大切にしている | : 59.3% |
| ② 相談したり助け合うことは当然である | : 21.8% |
| ③ わずらわしいことが多いので、あまり関わらないようにしている | : 13.9% |
| ④ なくても困らない | : 3.8% |

質問 4 住んでいる地域の福祉課題

- ① お年寄りや障がいのある人など、地域で支援を必要としている人が増えていること : 64.5%
- ② 人と人との繋がりが希薄になり、隣近所で支え合う関係が少なくなっていること : 55.5%
- ③ 福祉課題を抱える人が安心して生活できるサービスや施設が整っていないこと : 25.1%
- ④ 災害などが起こったときに、地域の人々の助け合いの体制づくりができていないこと : 19.0%
- ⑤ ひきこもりや孤立している人が増えていること : 16.6%

質問 5 地域福祉推進のため行政が取り組むべきこと

- ① 身近なところで何でも相談できるような相談体制の整備 : 50.2%
- ② 地域福祉を担う人材の育成 : 40.3%
- ③ 総合的な福祉サービス情報の提供の充実 : 31.8%
- ④ 住民による身近な支え合い活動への支援 : 26.5%
- ⑤ 地域住民等に対する福祉の意識の醸成 : 18.5%

共に支え合いながら誰もが安心して
暮らすことができるまち

近年の人口減少や少子高齢化の進行、一人暮らし高齢者の増加などに伴い、地域の住民同士のつながりが希薄化するなど、支え合いや助け合いの相互扶助機能が弱体化しているなかで、誰もが住み慣れた地域で不安なく、または不安が生じても相談や必要な支援を受けられる仕組みがあるまちで生活することを望んでいます。

そこで、地域で生活するすべての人が、個人の尊厳を重視し、対等・平等の考えを基盤として、多様化・複雑化する地域福祉の課題に対して、あらゆる世代が共に支え合う仕組みを構築するとともに、地域での居場所づくりや社会参加しやすい環境を整えることで孤立を防ぎ、福祉サービスや多様な福祉活動の担い手となる人材の育成を進め、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

基本目標 1 共に支え合う仕組みづくり

公的サービスの対象とならなくても、支えを必要とする人がいます。

また、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、多機関、多職種が連携し、地域ごとの課題を検討する協議体の各地域への設置や、課題を抱えた市民に対し各相談機関等が連携して包括的な支援が行える仕組みを構築します。

安心して子どもを産み育てる仕組みとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築するとともに、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

高齢者や障がい者が地域において安心して生活できるよう、権利擁護や虐待防止に向けた取組を推進します。

就労の状況、地域社会からの孤立など生活困窮者の状況に応じた包括的な相談支援を推進します。

基本目標 2 安心して暮らすことができる環境づくり

災害時に要支援者への支援を速やかにできるよう避難支援等関係者が、平常時から避難行動要支援者名簿の作成と更新、情報共有に努めます。

二戸地域は自殺死亡率が高いことから、自殺に関する知識普及、保健活動などにより、地域全体で自殺を防ぐ取り組みを進めます。

高齢者や障がい者が移動サービスの充実により、閉じこもりの防止とともに社会参加が促進され、生きがいの創出につながるよう努めます。

ユニバーサルデザインの理念を学ぶとともに、その理念に基づいた公共的施設などの整備を促進します。

基本目標 3 福祉のまちを支える人づくり

ボランティア団体やボランティア活動を支援します。

身近な所でいつでも相談に応じ、支援に結び付ける窓口対応ができる質の高い人材を育成します。

地域住民が福祉コミュニティにおいて、福祉を「学ぶ」機会があり、福祉情報を収集することができるようにします。また、要配慮者が地域の一員として必要な福祉情報を受けられるようにします。

福祉サービスについて苦情を申し立てる仕組みが広く浸透し、誰もが安

心して福祉サービスを利用できるようにします。

3 計画の推進体制

(1) 福祉コミュニティ

地域福祉を推進するには、地域内における生活福祉の課題を把握し、その課題を解決するために主体的に取り組む地域の福祉コミュニティが必要です。

福祉コミュニティを構成するのは一人ひとりの地域住民です。具体的には地域住民を基盤として組織されている町内会等自治組織や自主防災組織、婦人会、単位老人クラブ、地域活動団体（者）に加え、地域で主要な役割を担っている民生委員・児童委員、保健委員、消防団、防災士、PTAなどが構成員として活動を行います。

福祉コミュニティは、福祉サービス事業者・福祉団体や市・社会福祉協議会と協働し、地域福祉の担い手として活動します。

(2) 福祉サービス事業者・福祉団体

福祉サービス事業者・福祉団体は、公的なサービスの提供者として、各領域の専門拠点として要配慮者に対する専門的に支援するとともに、福祉コンシェルジュを配置し、福祉コミュニティと連携して地域の身近な相談窓口としての機能を担います。また、市・社会福祉協議会と協働して地域福祉の推進に活かします。

民生児童委員協議会、保健委員協議会は、個々の委員が福祉コミュニティの構成員として活動しながら、福祉団体としては地域の専門拠点の機能を果たし、他の福祉サービス事業者・福祉団体との連携・協力を図ります。

(3) 市・社会福祉協議会

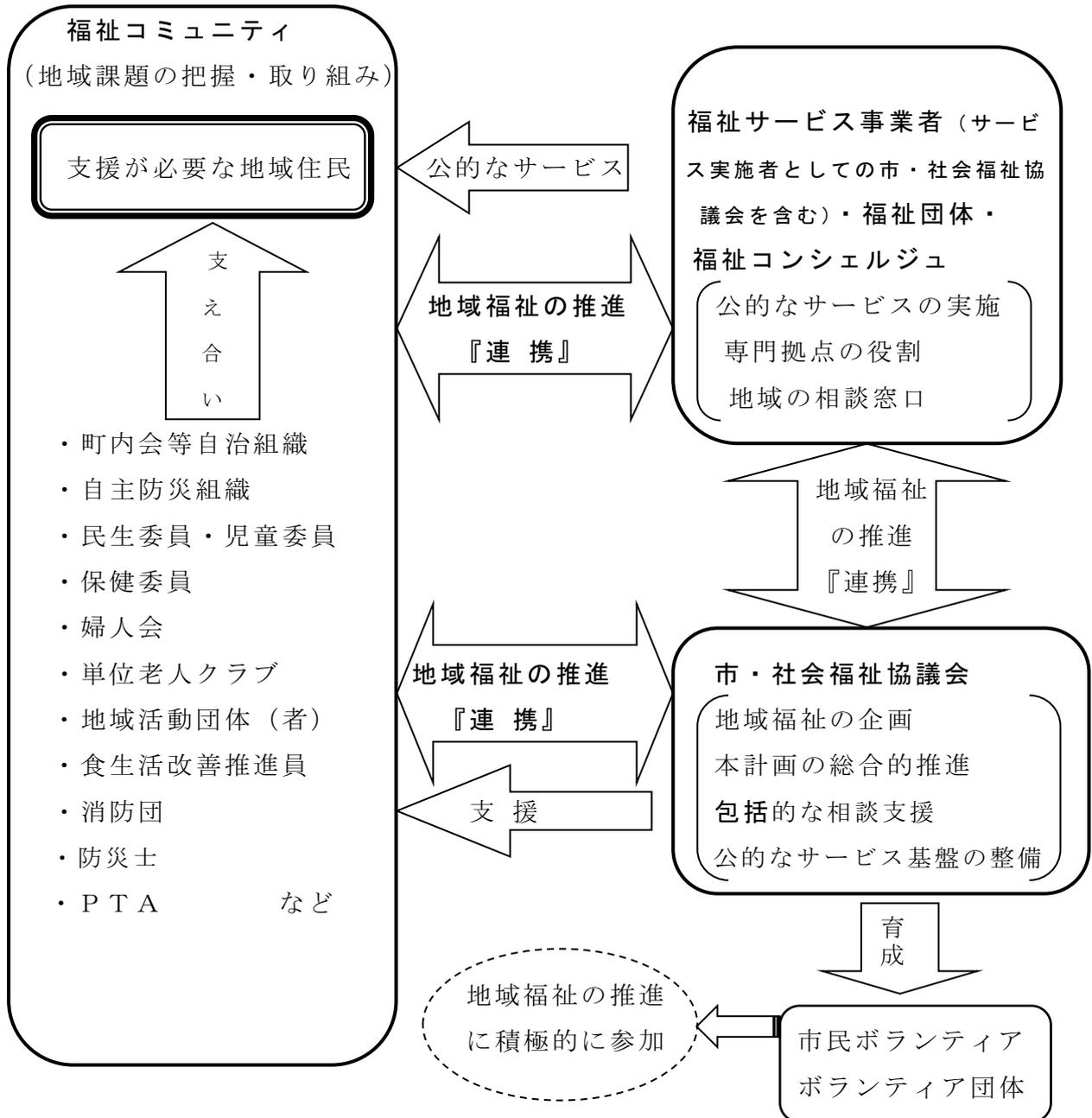
① 市

市は、公的なサービス基盤の整備に努めるとともに、包括的な相談支援体制を整備します。また、地域福祉を実現するための施策を企画し、福祉コミュニティや福祉サービス事業者・福祉団体・福祉コンシェルジュと協働して地域福祉を推進します。

② 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民ボランティア、ボランティア団体の育成や福祉コミュニティ形成の支援などを担う地域福祉推進の中心的な団体として、市とともに福祉コミュニティや福祉サービス事業者・福祉団体と協働して施策を推進します。

【関係図】



4

計画の体系

基本目標	分類	施策
1 共に支え合う仕組みづくり	(1) 共に支え合う福祉コミュニティづくり	① 福祉コミュニティ活動の環境整備 ② 町内会等自治組織に対する支援
	(2) 包括的支援体制の整備	① 生活支援体制整備による地域共生社会の推進 ② 身近な総合相談窓口「福祉コンシェルジュ」の配置 ③ 制度・領域を越えた地域ケア会議の開催 ④ 新オレンジプランに基づく認知症施策の推進 ⑤ 在宅医療と介護連携の推進 ⑥ 介護予防、日常生活支援総合整備事業の充実 ⑦ 障がい者地域生活支援体制の構築 ⑧ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進 ⑨ 権利擁護の推進
	(4) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進	① 高齢者福祉の推進 ② 障がい者福祉の推進
	(5) 子育て家庭への支援と子どもの健全育成	① 子育て家庭への支援 ② 子どもの健全育成の支援
	(6) 生活困窮者の自立支援の推進	① 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携強化 ② 生活困窮者相談支援体制の充実 ③ 生活困窮者に対する包括的な支援の強化 ④ 関係部局の連携強化
	(7) 権利擁護の推進	① 高齢者、障がいのある方などの権利擁護の浸透 ② 権利擁護に対する総合的・専門的な相談支援体制の強化 ③ 成年後見人制度の普及啓発 ④ 市民後見人の養成・育成 ⑤ 法人後見受任体制の整備検討 ⑥ 虐待への対応と介護者等への支援による予防
	2 安心して暮らすことができる環境づくり	(1) 避難行動要支援者の見守り・安否確認の体制づくり
(2) 自殺対策の推進		① 地域におけるネットワークの強化 ② 自殺対策を支える人材の育成 ③ 高齢者の自殺対策の推進 ④ その他自殺対策の推進
(3) 交通弱者等への移動サービス等の支援		① 公共交通の運行 ② 移送サービスによる支援
(4) ユニバーサルデザインの普及・促進		① ユニバーサルデザインの普及 ② 公共施設のユニバーサル化の促進
3 福祉のまちを支える人づくり	(1) 市民ボランティア・ボランティア団体の育成	① ボランティア活動の支援 ② ボランティア団体の育成 ③ ボランティア意識の醸成
	(2) 相談窓口対応のレベルアップ	① 相談窓口従事者の資質向上 ② 生活支援コーディネーターの養成 ③ コミュニティソーシャルワーカーの養成
	(3) 福祉の「学び」「気づき」の促進	① 福祉コミュニティでの「学び」「気づき」
	(4) 福祉サービス情報提供の充実	① 総合的な福祉情報の提供 ② ピンポイントな福祉情報の提供 ③ 福祉コミュニティでの生活福祉情報の提供
	(5) 苦情解決制度の利用促進	① 福祉サービス利用者の苦情に対する仕組みの充実 ② 福祉サービスの苦情解決制度の周知

1 共に支え合う仕組みづくり

(1) 共に支え合う福祉コミュニティづくり

【目指す姿】

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備し、地域住民が課題に対して支え合って対応できる福祉コミュニティが形成されている二戸市を目指します。

【施策】

① 福祉コミュニティ活動の環境整備

福祉コミュニティの中核を担うのは、町内会等自治組織です。

町内会等自治組織が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備するとともに、民生委員・児童委員や保健委員、地域担当職員、隣近所の住民が課題に対して地域が支え合って対応するほか、市・社会福祉協議会、福祉サービス事業者・福祉団体につなぎます。

また、単一の町内会等自治組織では十分な対応が難しい課題に対しては、より広域的かつ分野横断的に取り組むなど、地域の実情に応じて連携・協力して福祉コミュニティ活動の向上をめざします。

② 町内会等自治組織に対する支援

市は、町内会等活動支援交付金、町内会等地域づくり事業補助金などの補助事業により、町内会等自治組織がない地区での組織化、自主防災組織の設立を支援するとともに、既存の町内会等自治組織の共同作業や三世代交流などのコミュニティ活動を支援し、自治活動の基盤強化を図ります。

また、町内会等自治組織が相互に交流を図るために設置するコミュニティ活動拠点の建築（増改築や修繕、空き家の活用を含む。）に対しても支援します。

【主な取組】

- 町内会等活動支援交付金
- 町内会等地域づくり事業補助金
- 地域コミュニティセンター整備事業費補助金

(2) 包括的支援体制の整備

【目指す姿】

高齢者のみならず、障がい者や子どもなど誰もが、地域において自立した生活が送れるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える二戸型の包括的な支援体制の構築により、地域共生社会の実現を目指します。

【施策】

① 生活支援体制整備による地域共生社会の推進

世帯内で抱える複合した課題に対して、各制度の公的なサービスを単独で実施するのではなく、世帯を一つとして総合的・包括的に支援する必要があります。「二戸型地域包括ケアシステム」を推進するにあたり、重要となるのが生活支援体制整備です。

行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護事業所、民生委員、老人クラブ等で構成される協議体を設置し、地域の課題解決に向けた協議、取り組みを行う地域共生体制を整えます。

協議体には生活支援コーディネーターが配置され、地域に暮らす高齢者の情報収集や、地域の課題やニーズに対する新たなサービスの創出を図ります。

② 身近な総合相談窓口「福祉コンシェルジュ（*1）」の配置

どこに相談したらよいのかわからない相談者に対して、適切・的確に対応できる身近な総合相談窓口として、二戸市社会福祉法人連絡会は各地域に「福祉コンシェルジュ」を配置し、市も連携・協働に努めます。

他の領域に関わる相談内容であっても、地域包括支援センター（*2）、地域生活支援センター（*3）、子育て支援センター（*4）、社会福祉協議会、専門の社会福祉法人、市保健福祉担当部局に伝えることで課題解決につなげます。

また、福祉コンシェルジュや福祉サービス事業者は、福祉コミュニティの求めに応じて、専門的な助言や要配慮者に関する情報提供があった場合には、他の専門機関や公的なサービスにつながるように努めます。

③ 制度・領域を越えた地域ケア会議の開催

市は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度・領域にまたがる複合的な課題に対して、福祉サービス事業者、二戸地区介護保険事業者協議会、二戸地域自立支援協議会、二戸市保育会、民生児童委員協議会、保健委員協議会で構成する地域ケア会議を定期的を開催し、情報共有を図ることで、課題解決に向けた取組みを支援します。

④ 新オレンジプランに基づく認知症施策の推進

認知症者を早期受診につなげるよう、認知症地域支援推進員の養成、配置をし、また受診困難者に対しては認知症初期集中支援チームの派遣等サポート体制を構築します。

認知症者とその家族が在宅での生活をより長く続けることができ、家族や介護者の負担が軽減されるよう、認知症に関する知識の普及と認知症者と家族のケア対策の充実を図ります。

⑤ 在宅医療と介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供が望まれていることから、地域における医療・介護の関係機関で構成する、カシオペア地域医療福祉連携研究会と連携し、二戸市地域包括支援センター等関係機関との情報共有の円滑化を図ります。

⑥ 介護予防、日常生活支援総合整備事業の充実

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、二戸市の実情に合わせて多様なサービスを提供することで、介護を受ける前段階にある高齢者を積極的に支援し、介護状態を未然に防ぐ仕組みを強化します。

⑦ 障がい者地域生活支援体制の構築

障がい者やその家族にとって、いつでも身近なところで福祉サービス等に関して相談できることが、地域で安心して暮らすことの基盤となることから、二戸地域自立支援協議会を中心に、障がいの特性や必要性に応じていつでも相談に対応できるよう、地域生活拠点等の整備、並びに障がい児やその家族が、療育支援を受けられるよう児童発達支援センターの整備を推進します。

⑧ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センターの体制を整備するとともに、産前産後サポート、産後ケアの実施について検討を進めます。

⑨ 権利擁護の推進

判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活に生じる契約などの法律行為を、自分で行えない認知症高齢者や障がい者の権利を守るため、成年後見制度と地域権利擁護支援事業を推進します。

【主な取組】

- 二戸市地域支え合い推進協議体運営支援
- 生活支援コーディネーターの養成・育成支援
- 認知症地域推進員の養成・育成支援
- 認知症初期集中支援チームの設置、運営
- 認知症地域支援体制整備
- 在宅医療・介護連携体制整備
- 介護予防・生活支援サービス事業（緩和されたサービス）の実施
- 地域生活拠点等の整備
- 児童発達支援センターの整備
- 子育て世代包括支援センターの設置・運営
- 成年後見制度の推進
- 地域権利擁護支援事業

* 1 福祉コンシェルジュ

市内の社会福祉法人が連携して結成した「二戸市社会福祉法人連絡会」が、地域住民の福祉の総合窓口として配置。

* 2 地域包括支援センター

高齢者の介護予防プランの作成や総合相談支援事業などを実施することによって、地域住民の心身の健康と生活の安定のための援助を行い、地域の包括的なケアを担う拠点。

*** 3 地域生活支援センター**

障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、家庭を訪問して情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整などを行う拠点。

*** 4 子育て支援センター**

子育て中の親の子育て不安などへの相談対応、子育てサークルの活動の支援などを行う子育て支援の拠点。

(3) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進

【目指す姿】

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアのまち・二戸市を目指します。

【施策】

① 高齢者福祉の推進

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で健康で、いきいきとした生活を送れるよう介護予防事業を推進するとともに、自主的・自発的な介護予防活動の支援を行います。

また、要介護（要支援）高齢者となっても、できる限り居宅で生活できるように、介護保険事業による居宅サービスの提供を支援します。

② 障がい者福祉の推進

市民の誰もが障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安全で安心して生活できるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付等により支援します。

【主な取組】

- ふれあいのまちづくり
- 通所型介護予防
- 高齢者福祉支援
- 高齢者、障がい者にやさしい住まいづくりの推進
- 介護予防の推進
- 家族介護の支援
- 地域包括支援の推進
- 老人クラブ活動助成
- 地域生活を支える居宅サービスの充実
- 日中活動の場の確保
- 地域における暮らしの場の充実と地域生活支援拠点等の整備
- 就労支援の強化
- 相談支援体制の充実
- 障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保

(4) 子育て家庭への支援と子どもの健全育成

【目指す姿】

子育て世代が安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる相談支援体制がある二戸市を目指します。

【施策】

① 子育て家庭への支援

子育て世代の仕事と家庭の両立を支援するため、多様な保育サービスの提供と充実に努めます。

また、地域で親子が気軽に集い交流や相談できる地域子育て支援拠点の設置や、発達障がいや心身の発達に不安や悩みを持つ保護者が相談できる体制の充実に努め、子育てに関する不安感や孤立感の解消に努めます。

② 子どもの健全育成の支援

子どもが不安感を和らげ健康に生活できるよう、関係機関等の情報共有による児童虐待の早期発見や子ども家庭総合支援拠点の設置について検討するとともに、ひとり親世帯の自立等を支援します。

また、子どもの居場所づくり等貧困対策の取組みの支援を検討します。

【主な取組】

- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 病児保育事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 児童家庭相談室の設置
- 要保護児童対策地域協議会の設置
- 就学援助、育英資金貸与事業

(5) 生活困窮者の自立支援の推進

【目指す姿】

生活困窮者の状況に応じて包括的・早期的な支援が行われるほか、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者が関係機関の連携強化によりつながるなど、適切な支援に結びついている二戸市を目指します。

【施策】

① 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携強化

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一層の連携強化を図り、生活保護を受給していないものの、現に経済的に困窮している方に対し、一人ひとりの状況に合わせて自立に向けた課題の解決を図る支援をするとともに、生活保護を必要とする方には確実に保護を適用します。

② 生活困窮者相談支援体制の充実

生活困窮者自立支援制度による相談支援が機能するよう適切な人員配置と、相談対応する職員研修の充実に努めます。

③ 生活困窮者に対する包括的な支援の強化

生活に困窮している方の生活の自立を図るため、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給など、生活困窮者の包括的・継続的な支援に取り組みます。

④ 関係部局の連携強化

福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者を把握した場合、生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行う等、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援をします。

【主な取組】

- 生活困窮者自立支援事業

(6) 権利擁護の推進

【目指す姿】

判断能力の低下などにより、福祉サービスの利用や金銭・財産管理ができにくくなっている要配慮者でも、適切な支援を受けて住み慣れた地域で安心して生活している二戸市を目指します。

【施策】

① 高齢者、障がいのある方などの権利擁護の浸透

地域や学校などに対する出前講座、福祉コミュニティでの福祉学習会などを通じて、ノーマライゼーション（*1）に基づく高齢者、障がいのある方などの権利擁護について浸透を図ります。

② 権利擁護に対する総合的・専門的な相談支援体制の強化

NPO法人カシオペア権利擁護支援センターへ専門相談員を配置し、個別相談や、成年後見申立への支援を行う体制整備の強化を図ります。

③ 成年後見人制度（*2）の普及啓発

家庭裁判所や地域の専門職団体、法テラス等の協力を得ながら、本人の意思を尊重した意思決定支援や契約事項の代行等、制度の周知を進め、利用促進を図ります。

④ 市民後見人の養成・育成

市民後見人の養成や、登録者の資質向上のためのフォローアップ研修を継続的に行い、単独受任が可能な市民後見人の育成を図ります。

また、実践市民後見人交流会等の活動を支援することにより、専門職と市民後見人のネットワークを形成し、対応力の向上に努めます。

⑤ 法人後見受任体制の整備検討

社会福祉法人が法人後見として受任できるよう、法人に対する働きかけを行い、受任体制の拡大について検討します。

⑥ 虐待への対応と介護者等への支援による予防

高齢者や障がい者、児童などへの虐待や、配偶者等介護者からの暴力に対して、適切な対応ができる相談体制づくりに努めるとともに、虐待の発生予防、早期発見、相談窓口の機能充実及び再発防止に努めます。

【主な取組】

- 二戸地域権利擁護支援事業による体制整備支援
- 市民後見人養成事業やフォローアップ研修事業の実施
- 高齢者の虐待に関する取組 家族介護の支援(再掲)
- 家族介護者交流事業の実施
- 障がい者の虐待に関する取組
- 児童虐待に関する取組 児童家庭相談室の設置
- 要保護児童対策地域協議会の開催
- 相談窓口職員の研修

* 1 ノーマライゼーション

高齢者、障がいのある方など、社会的不利益を受けやすい方々が、社会の中で他の人たちと同じように生活、活動できることが本来あるべき姿であるという考え方。

* 2 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方などの権利（財産管理など）を守るための成年後見人などを選任する制度。本人、配偶者、四親等以内の親族などが、家庭裁判所に選任の申し立てを行う。

(1) 避難行動要支援者の見守り・安否確認の体制づくり

【目指す姿】

福祉コミュニティにおいて、避難行動要支援者（*1）が見守り・安否確認が行われ、安心して日常生活することができ、災害などの緊急時は安全が図られている二戸市を目指します。

【施策】

① 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は民生委員・児童委員、町内会等自治組織などの協力のもと、手上げ方式（*2）により高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者のうち、明らかに見守り・安否確認の必要のない方を除く方々を対象として、避難行動要支援者名簿を作成します。

避難行動要支援者名簿は、二戸市地域防災計画に定める避難行動要支援者の範囲により作成し、緊急時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに平常時の見守り・安否確認に活用します。

また、名簿運用開始後の名簿登載者の異動や新たな対象者の登載については、いかなる緊急時にも対応するため、各関係機関と連携を図り、随時更新を行います。

② 避難行動要支援者名簿の共有

避難行動要支援者名簿は、市のほか、消防機関、民生委員・児童委員、町内会等自治組織、自主防災組織、防災士などの避難支援等関係者（*3）と共有します。

避難行動要支援者名簿の共有にあたっては、名簿登載者本人の同意を基本とし、平常時から活用するためにも、名簿制度の周知を徹底し理解を得ることとします。

市は、守秘義務を順守するため、町内会等自治組織や自主防災組織などの避難支援者等関係者との協定締結や誓約書の提出を求めるなど、個人情報保護の徹底を図ります。

③ 平常時の見守り・安否確認の実施

避難行動要支援者に対して、対象者の体調悪化などの異変の発見や不安感の軽減を図ることを目的に、平常時の見守り・安否確認を隣近所の住民、民生委員・児童委員、町内会等自治組織や自主防災組織などの避難支援等関係者の協力により実施します。

福祉コミュニティにおいては、避難行動要支援者に対して、情報共有の同意のもとに支援者を設定するなど、平常時より支援体制の構築に努めます。

* 1 避難行動要支援者

避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者

* 2 手上げ方式

市が、要支援者名簿の作成を広報・周知し、自ら登載を希望する要支援者の情報を収集する方式。

* 3 避難支援等関係者

消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会等自治組織、自主防災組織、防災士など避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 自殺対策の推進

【目指す姿】

自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、生きることの包括的な支援として、誰もが自殺に追い込まれることのない生き心地の良い二戸市を目指します。

【施策】

① 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携に取り組みます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

② 自殺対策を支える人材育成

自治体職員をはじめ、様々な分野の関係者や市民に対し、ゲートキーパー（*1）研修等を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

③ 高齢者の自殺対策の推進

地域の実情に合わせ、行政・関係団体の支援等を活用し、「生きることの包括的な支援」として施策の推進を図ります。

④ その他自殺対策の推進

住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、子ども・若者向け自殺対策の推進、生活困窮への支援、勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進をします。

【主な取組】

- 自殺対策事業
- 精神保健事業

* 1 ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声かけや話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。命の門番ともいう。

(3) 交通弱者等への移動サービス等の支援

【目指す姿】

高齢者や障がい者が通院や買い物等、日常生活で利用する場所へのアクセスが容易になることなどにより、閉じこもりの防止とともに社会参加が促進され、生きがいの創出につながる二戸市を目指します。

【施策】

① 公共交通の運行

交通弱者等の利便性や効率性の向上を図るため、利用ニーズを把握し、より使いやすい移動サービス等の提供などについて、交通事業者などと連携しながら進めます。

② 移送サービスによる支援

歩行が困難な高齢者及び心身に障がいを持つ方が、リフト付等の移送用車両を利用することにより、生活の利便向上と社会参加活動を容易にするために外出支援サービスを提供し、社会福祉の増進を図ります。

【主な取組】

- コミュニティバス事業
- 福祉タクシー事業
- 生活支援体制整備(再掲)
- 外出支援サービス事業

(4) ユニバーサルデザインの普及・促進

【目指す姿】

多くの人がユニバーサルデザイン（*1）の理念を学び、その理念に基づき、公共的施設、道路、住宅などの建造物が造られていて、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしやすい二戸市を目指します。

【施策】

① ユニバーサルデザインの普及

市・社会福祉協議会は、学校での出前講座、福祉コミュニティでの福祉学習会などを通じて、ユニバーサルデザインの理念や必要性について普及を図ります。

各地域においては、地域におけるユニバーサルデザインの理念の普及に努めるとともに、地域の点検活動などを行い、誰もが安心して暮らしやすい地域づくりに努めます。

② 公共的施設のユニバーサルデザイン化の促進

市は、公共施設を新設する際、誰もが利用しやすいトイレやスロープ等の設置に配慮するなど、施設のユニバーサルデザイン化に努めます。

(1) 市民ボランティア・ボランティア団体の育成

【目指す姿】

ボランティアを希望する市民が様々なボランティア団体に参加して活動することができ、ボランティア団体が相互に連携しながら要配慮者を支援している二戸市を目指します。

【施策】

① ボランティア活動の支援

社会福祉協議会は、ボランティア活動センターを設置し、ボランティアをしたい人やボランティアを募集したい人や団体に役立つ情報を提供します。

また、ボランティアをしたい人とボランティアが必要な人とをつなぐとともに、ボランティアグループやサークルの活動が展開しやすくなるために、関係機関との調整を行います。

市は、広報掲載などにより市民ボランティア登録制度の周知を支援します。

② ボランティア団体の育成

市・社会福祉協議会は、分野別のボランティアの必要性に留意し、目的に応じたボランティア団体の育成を図ります。

また、ボランティア活動センターを中核とし、イベント等の開催を通じてボランティア団体間の交流を活発にして、ボランティア団体が相互に連携できるように努めます。

また、ボランティア人材の発掘・確保、育成を目的としたボランティア講座・研修会を開催します。

③ ボランティア意識の醸成

市・社会福祉協議会は、学校、町内会等自治組織などに対する出前講座、福祉コミュニティでの福祉学習会などを通じて、住民のボランティアに参加する意識の醸成に努めます。

(2) 相談窓口対応のレベルアップ

【目指す姿】

身近な所でいつでも福祉の相談に応じ、相談者の立場に立って課題に対応した支援（サービス）に結び付けることができる相談窓口がある二戸市を目指します。

【施策】

① 相談窓口従事者の資質向上

要配慮者の不安や課題を支援につなげる機会が失われないよう各相談窓口機関は、従事者に対し積極的に研修を実施するとともに、地域ケア会議等連携組織の場において、相談窓口従事者の交流を促進し、それぞれの問題点を話し合っって良い面を学び合うことで、相談者を思いやり課題を的確に捉えて情報提供ができる相談窓口従事者を育成します。

② 生活支援コーディネーターの養成

生活支援コーディネーターは生活支援および介護予防サービス等、地域性に合わせた支援体制の調整役としての活動が期待されます。第1層、第2層の各層の協議体に配置するため、福祉コンシェルジュや民生委員・児童委員、地区ボランティア団体等、関係機関と連携して、生活支援コーディネーターを養成します。

③ コミュニティソーシャルワーカー（*1）の養成

社会福祉協議会は、多様な課題を抱えた要配慮者に対して、各領域で支援やサービスを実施している福祉コミュニティと福祉サービス事業者・福祉団体の間を専門的に調整し、要配慮者の多様な生活福祉の課題を的確に捉えて総合的・包括的な支援に結びつけるコミュニティソーシャルワーカーを養成します。

*1 コミュニティソーシャルワーカー

地域住民、福祉サービス事業者、ボランティアなどが地域の生活福祉の課題を解決するための支え合い・サービスを、関係者のネットワークづくりや課題解決の資源の開発などを行い支援するコミュニティソーシャルワークの中心となって地域住民、福祉サービス事業者、ボランティアなどを調整・支援する者。

(3) 福祉の「学び」・「気づき」の推進

【目指す姿】

地域住民が身近な福祉コミュニティにおいて、福祉を「学ぶ」機会があり、福祉情報を収集することができ、一人ひとりが地域の生活福祉の課題を考える「気づき」の環境が整っている二戸市を目指します。

【施策】

① 福祉コミュニティでの「学び」・「気づき」

社会福祉協議会は、福祉コミュニティにおいて、生活福祉の課題を抱えている要配慮者の存在に気づき支援していくため、基礎的な福祉の知識や地域の課題と密接に関連する福祉情報などをわかりやすく提供する福祉学習会などを開催し、福祉コミュニティでの「学び」、「気づき」の環境の醸成を支援します。

地域住民一人ひとりの「学び」の姿勢が、地域の課題に対する「気づき」をもたらし、要配慮者を支える福祉コミュニティをつくる基本となります。

(4) 福祉サービス情報提供の充実

【目指す姿】

福祉情報を多くの住民に提供する仕組みと細かな単位に提供する仕組みを組み合わせるとともに、地域内でコミュニケーションをとることで、要配慮者が地域の一員として必要な福祉情報が届いている二戸市を目指します。

【施策】

① 総合的な福祉情報の提供

市のホームページを市内の福祉サービスを網羅した内容に掲載するとともに、福祉サービス事業者・福祉団体が発行している福祉情報誌や手引きを体系化して住民が入手しやすいようにし、最新の福祉情報を掲載した福祉情報誌を定期的に発行します。

② ピンポイントな福祉情報の提供

福祉サロン、障がい者や母子寡婦の当事者会・家族会の会合などの場に出向いて、福祉コミュニティの活動や公的なサービスなどの周知を図ります。

③ 福祉コミュニティでの生活福祉情報の提供

要配慮者に対する日常的な見守り・安否確認の取り組みなどをきっかけとして、福祉コミュニティ構成員間で孤立している要配慮者の存在を共有し、協力しながら要配慮者との信頼関係を育み、生活福祉に関する情報を提供します。

(5) 苦情解決制度の利用促進

【目指す姿】

福祉サービス利用者がサービスの質や内容、提供の仕方等に不満を感じたときに苦情を申し立てる仕組みが広く浸透していて、誰もが安心して福祉サービスを選択し利用できる二戸市を目指します。

【施策】

① 福祉サービス利用者の苦情に対する仕組みの充実

福祉サービス事業者は、自らの苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の存在を適正に周知し、苦情解決の仕組みの充実を図ります。

② 福祉サービスの苦情解決制度の周知

市は、各福祉サービス事業者の苦情解決の仕組みや岩手県福祉サービス運営適正化委員会（*1）による解決の仕組みを広く周知します。

* 1 岩手県福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用者からのサービス内容に対する不満などの苦情相談に当たっている。岩手県社会福祉協議会に設置されている。

第5章 計画の推進

1 地域福祉計画の周知

市民一人ひとりが地域における交流、支え合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組を実践できるよう、市の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を捉えて、計画の周知に努めます。

2 二戸市社会福祉協議会等との連携による計画の推進

社会福祉法において、地域福祉の推進が社会福祉の理念に掲げられ、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

二戸市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進していることから、今後も大きな役割を担うことが期待されます。

地域全体で地域福祉を推進するうえでも、町内会等自治組織、二戸市民生児童委員連絡協議会や二戸市保健委員協議会、二戸市社会福祉法人連絡会などと行政とが連携しながら、この計画を推進します。

3 計画の評価と見直し

(1) 計画の評価・検証

計画に基づいた地域福祉推進の評価・検証するため、評価の目安となる項目の現状値と目標値の比較や、施策や各事業の取組状況を市において自己評価するとともに、評価結果を福祉サービスの向上、効率化、業務遂行等のあり方について調査検討する「福祉サービス検討会議」において毎年検証することで、今後の地域福祉推進に向けた施策に反映させていきます。

(2) 計画の見直し

目標達成状況や課題等計画の評価・検証の結果を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直します。

【計画の評価・検証の目安となる主な項目】

基本目標	項目名	現状値 2018年度	目標値 2023年度
共に支え合う仕組みづくり	地域支え合い協議体（第2層）の設立件数	0カ所	7カ所
	高齢者等の自主的集いの場開設数	のべ49カ所	のべ75カ所
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（二戸広域）	0カ所	1カ所
	地域生活支援拠点等の整備数（二戸広域）	0カ所	1カ所
	児童発達支援センターの設置数（二戸広域）	0カ所	1カ所
	子育て世代包括支援センター設置数	0カ所	1カ所
	認可保育施設入所待機児童数	0人	0人
	妊娠・出産について満足している者の割合	87.2%	100.0%
	成年後見を行う法人数	1団体	4団体
安心して暮らすことができる環境づくり	避難行動要支援者名簿のうち、名簿を共有している地域の割合	38.4% 125地域のうち48地域	50.0% 125地域のうち63地域
	自殺死亡率を28.5%以上減少させる（人口10万人あたり）	29.0 ※2015年	20.8 ※2024年
福祉のまちを支える人づくり	市民ボランティア団体数	30団体	30団体
	生活支援コーディネーター養成数	12人	17人
	コミュニティソーシャルワーカー養成数	24人	30人

I 第2期地域福祉計画（平成26～30年度）の概要

1 計画策定の背景

平成21年に「二戸市地域福祉計画」を策定し、多様な生活福祉の課題に対応するため、公的なサービスの向上や制度・領域を越えた福祉サービス事業者の連携の強化を進めるとともに、住民参画の基で、地域の助け合いや支え合いの体制づくりなどを進め、二戸市総合計画における6つの分野別施策の方向のひとつ「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向け取り組んできました。

2 計画策定の趣旨

二戸市地域福祉計画は、従来の公的なサービスに加え、地域住民、福祉サービス事業者・福祉団体、行政などが連携し、地域に根ざして助け合い、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活できるよう、地域社会を基盤とした地域福祉を協働して推進し、ともに生き支え合う福祉コミュニティをつくり上げていくことを目的として策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

二戸市総合計画の6つの分野別施策の方向のひとつ、「安全で安心して暮らせることができるまちづくり」を推進するための計画で、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「二戸市高齢者福祉計画」、「二戸市障害者計画」、「二戸市障害福祉計画」、「二戸市次世代育成行動計画」、「健康にのへ21プラン」の各個別計画と連携し、保健福祉施策を総合的に推進します。

また、二戸市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携を図り推進します。

4 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5か年計画とします。

Ⅱ 第2期地域福祉計画の取組状況（平成26～29年度）

1 基本目標と施策の概況

二戸市地域福祉計画に掲げる3つの基本目標ごとに施策を定め、取組を推進しました。

（1）みんなで支え合う仕組みが整っているまち

福祉コミュニティについては、二戸市内全地域で形成が図られ、各地域ではサロン活動等が活発に行われることで地域内交流が促進されました。

また、町内会等は、高齢者本人が地域の通いの場に参加し、生きがいを見つけ介護予防を図る等の活動を支援しました。

避難行動要支援者の見守り・安否確認体制の形成については、市内126地域で名簿が作成されましたが、うち77地域では名簿の共有に至っていません。

市民ボランティアの育成については、ボランティアセンターの周知を図りボランティア登録を進めることで、社会福祉協議会等の事業にボランティアが参加しています。また、ボランティアセンターでは、定期的に活動団体の状況を更新するとともに、団体間の交流や研修の場を設け情報交換を図っています。

（2）ニーズを捉え、連携して行動することができるまち

制度・領域を越えた支援機関ネットワークについて、二戸市内の社会福祉法人の連携体として、二戸市社会福祉法人連絡会が平成29年6月に設立され活動を始めました。また、複数の領域にまたがり複合的な課題に対して、ケア会議等の開催を通じて、専門職間の事例検討や課題解決に向けて取り組み、地域包括支援センターが相談窓口ワンストップ機能を果たしています。

新たな取り組みや福祉サービスの創出については、認知症支援事業として市民セミナーを開催するとともに、生活困窮状態にある中高年齢者向けに「こまりごとサポート事業」を実施しました。

福祉サービス利用者の権利擁護については、日常生活自立支援事業を実施し、周知・活用促進に努めるとともに、成年後見制度利用促進基本計画に基づき取り組みました。

自殺予防対策については、地域における健康教室での健康講話の実施や、うつスクリーニング実施などを通じたハイリスク者の把握、それに伴う訪問指導、受診勧奨等を実施した。また、保健所等と連携してゲートキーパーの育成や傾聴ボランティア活動を支援しました。

(3) 情報が伝わり、地域の活動に参加することができるまち

福祉コミュニティでの情報提供について、二戸市民生児童委員協議会、二戸市老人クラブ連合会、二戸市社会福祉協議会は、訪問や ICT システムの活用により見守り活動を行ってきました。

福祉情報の提供については、高齢者福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画をホームページに掲載し、住民が入手しやすいようにしたことにより、サービスに関する情報提供ができました。

また、福祉に関する学び・気づきを図るため、地域サロンや学習会に講師を派遣し、理解の促進に努めました。

相談窓口対応の向上を図るため、従事者の資質向上を図るとともに、相談窓口間の情報共有に努めました。

2 施策の取組詳細

施策ごとの取組実績は、Ⅲ 各施策の実施状況（平成 26～29 年度）のとおりです。

Ⅲ 各施策の実施状況（平成 26～29 年度）

基本目標 1 みんなで支え合う仕組みが整っているまち

施策	実施状況（H26～29）
(1) 福祉コミュニティの形成	
1-(1)-① 福祉コミュニティの基盤形成	福岡、石切所、斗米、仁左平、金田一、御返地、金田一、浄法寺の各地域において、介護予防等自主的な集会が開催される等基盤形成が図られた。
1-(1)-② 町内会等自治組織などに対する支援の強化	社会福祉協議会ではサロン活動等で地域内交流を促進してきた。 【H29 実績】 ①地域サロン活動 40 箇所 延 3,170 名参加 ②高齢者語らいの家 7 箇所 延 2,646 名参加 ③食事サービス 10 箇所 62 回 延 1,084 名参加
1-(1)-③ 福祉コミュニティ支援チームの設置	高齢者本人が地域の通いの場へ参加し、生きがいを見つけ介護予防が図られることにより、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、町内会等で介護予防等の活動に支援した。 二戸市全体 22 団体 福岡 3 団体、金田一 3 団体、堀野 1 団体、仁左平 2 団体、斗米 2 団体、米沢・十文字 1 団体、御返地 2 団体、浄法寺 8 団体
1-(1)-④ 福祉コミュニティと職域団体との協力	職員の派遣等協力が図られた。
(2) 避難行動要支援者の見守り・安否確認体制の形成	
1-(2)-① 避難行動要支援者名簿の作成	随時実施している。 名簿作成地域 125 地域
1-(2)-② 避難行動要支援者名簿の共有	一部協定を結ぶことができず、共有に至っていない地域があった。 協定未締結地域 77 地域
1-(2)-③ 見守り・安否確認の実施	行政連絡員、民生委員を通じて周知をし、見守り等についての体制整備を行った。

(3) 市民ボランティア・ボランティア団体の育成	
1-(3)-① ボランティアセンターの周知	<p>社会福祉協議会では、個人ボランティアと団体(グループ)登録の受付について、ホームページや集会等を活用してきた。</p> <p>同時に、ボランティア活動保険の周知を行っている。</p>
1-(3)-② ボランティア活動の場の確保	<p>社会福祉協議会等事業にボランティアの参画を図り、三世代交流会、老人クラブ運動会、福祉バザー等にボランティアが参加した。</p> <p>ボランティアセンターではボランティア希望者の相談を受け活動の場を紹介してきた。</p>
1-(3)-③ ボランティア団体の育成	<p>ボランティアセンターでは、定期的に18団体(グループ)の活動状況を更新している。ボランティア団体の交流や研修の場を設け情報交換を促進している。</p> <p>【H29実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア研修会 2回 29名参加 ・社会福祉大会(260名参加)でのボランティア団体活動紹介パネル展示
1-(3)-④ ボランティア意識の醸成	<p>ボランティア協力校、ボランティア入門講座、福祉体験指導等を実施した。</p> <p>【H29実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア協力校 13校指定 ・ボランティア入門講座 1回 15名参加 ・全学年を通じた福祉教育事業 1校 138名
(4) ユニバーサルデザインの普及・促進	
1-(4)-① ユニバーサルデザインの普及	<p>福祉学習会などを通じて住民への普及に努めた。</p>
1-(4)-② 公共的施設のユニバーサル化の促進	<p>福岡中学校、子育て支援センターや中央児童クラブ、病児保育施設等の整備に際し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化に努めた。</p>
(5) コミュニティソーシャルワークの展開	
1-(5) コミュニティソーシャルワークの展開	<p>コミュニティソーシャルワークの手法の習熟者を増やし活動してきた。</p>

基本目標 2 ニーズを捉え、連携して行動することができるまち

施 策	実施状況 (H26～29)
(1) 地域トータルケアの充実	
2-(1)-① 制度・領域を越えた支援機関ネットワークの形成	二戸市内の社会福祉法人の連携体として二戸市社会福祉法人連絡会を設立し活動を始めた。 【H29実績】 ・ 設立総会 28名参加 ・ 幹事会 1回 11名参加 ・ 福祉コンシェルジュ部会 3回 39名参加
2-(1)-② チームアプローチによる支援の実施	複数の領域にまたがり複合的な課題に対して、ケア会議やケース会議等の開催を通じて、専門職間の事例検討や課題解決に向けて取り組んだ。
2-(1)-③ 福祉サービス事業者・福祉団体の専門拠点としての活動	地域活動に対し講師派遣等を行った。 認知症支援事業 【H29実績】 市民セミナー 1回 103名参加
2-(1)-④ 新たな取り組みや福祉サービスの創出	生活困窮状態にある中高年齢者の社会性の向上を図る「こまりごとサポート事業」を実施した。 【H29実績】 交流事業 7回 延 23名参加
(2) 相談窓口ワンストップ機能の充実	
2-(2) 制度領域を越えた相談窓口機関ネットワークの形成	地域包括支援センター 【H29実績】 延相談件数 2,888件
(3) 苦情解決の仕組みの充実	
2-(3) 福祉サービス事業者の苦情解決、岩手県福祉サービス運営適正化委員会の周知	福祉サービス事業者の苦情解決、岩手県福祉サービス運営適正化委員会の周知を実施した。
(4) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	
2-(4)-① 高齢者、障がいのある方などの権利擁護の浸透	NPO法人カシオペア権利擁護支援センターは、研修会や市民セミナー等を通じて、権利擁護の浸透を図りました。

<p>2-(4)-②</p> <p>日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進</p>	<p>日常生活自立支援事業を実施し、周知・活用促進に努めた。成年後見制度利用促進基本計画に基づき取り組んだ。</p> <p>【H29実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者 28名 ・延利用件数 292件 ・延相談件数 1,139件 ・成年後見ネットワーク会議 5回開催
<p>(5) 自殺予防対策などの促進</p>	
<p>2-(5)-①</p> <p>こころの健康づくりの促進</p>	<p>地域における健康教室での健康講話の実施や、うつスクリーニング実施などを通じたハイリスク者の把握、それに伴う訪問指導、受診勧奨等を実施した。</p>
<p>2-(5)-②</p> <p>正しい知識の普及</p>	<p>広報紙等を通じて、自殺対策強化月間や自殺予防週間において、自殺予防等に関する正しい知識の普及に努めた。</p>
<p>2-(5)-③</p> <p>自殺予防・虐待防止対策の推進</p>	<p>保健所等と連携してゲートキーパーの育成や傾聴ボランティア活動を支援した。</p>

基本目標 3 情報が伝わり、地域の活動に参加することができるまち

施策	実施状況 (H26～29)
(1) 福祉の「学び」・「気づき」の促進	
3-(1) 福祉コミュニティでの「学び」・「気づき」	地域サロン、学習会等を通じ促進を図った。 【H29実績】 ・講師派遣 38回、延 1,753名参加
(2) 福祉コミュニティでの情報提供	
3-(2)-① 福祉コミュニティでのコミュニケーションの促進	二戸市民生児童委員協議会、二戸市老人クラブ連合会、二戸市社会福祉協議会では訪問や ICT システムの活用による見守り活動を行ってきた。 【H29実績（社協）】 ・訪問 197回 226名訪問 ・ICTシステム 33名利用
3-(2)-② 福祉の拠点づくり	老人クラブで独自開催するサロンをモデル事業として支援し、拠点の基盤づくりを行った。
(3) 相談窓口対応のレベルアップ	
3-(3) 相談窓口従事者の資質の向上	相談窓口間の情報共有に努め、スムーズな対応ができるようスキルアップに努めた。
(4) 要援護者と福祉サービスをつなぐきめ細やかな福祉情報の提供	
3-(4)-① 総合的な福祉情報提供媒体の充実	高齢者福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画をHPに掲載し、住民が入手しやすいようにしたことにより、サービスに関する情報提供ができた。
3-(4)-② ピンポイントな福祉情報提供の促進	出前講座等により、知りたい情報にピンポイントで情報提供をした。

二戸市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく二戸市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、二戸市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民を代表する者（2人以内の公募による市民を含む。）
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会には、委員長が必要と認める者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉企画課において処理する。

附則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

二戸市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

区 分	所 属	職	氏 名	摘 要
関係団体	二戸医師会	理事	小井田 潤一	医療
関係団体	二戸警察署生活安全課	生活安全課長	遠藤 敦	防犯
関係団体	二戸地区広域行政事務組合 二戸消防本部	二戸消防署副 署長	坂本 勝	防災
関係団体	二戸市保健委員協議会	会長	田口 和子	保健
関係団体	二戸市社会福祉協議会	会長	山口 金男	地域福祉
関係団体	二戸市社会福祉法人連絡会	福祉コンサル ルジュ	高橋 美佐子	地域福祉
関係団体	二戸市民生児童委員協議会	会長	斎藤 正衛	児童福祉
関係団体	二戸市民間保育施設等連絡 協議会	会長	黒沢 智明	児童福祉
関係団体	二戸市老人クラブ連合会	会長	一本木 哲男	高齢者福 祉
関係団体	二戸市社会福祉法人連絡会	福祉コンサル ルジュ部会長	森 洋輔	高齢者福 祉
関係団体	二戸市社会福祉法人連絡会	福祉コンサル ルジュ	佐藤 慶之	障害者福 祉
関係団体	二戸市PTA連合会	母親委員長	十文字 智子	教育
関係行政 機関	県北広域振興局保健福祉環 境部二戸保健福祉環境セン ター福祉課	福祉課長	中軽米 奈美子	岩手県
関係行政 機関	二戸地区広域行政事務組合 介護保険推進室	介護保険推進 室長	小船 則子	二戸広域
市民代表	二戸市いきいき運動サポー ターの会	会長	千葉 博	ボランテ ィア
市民代表	カシオペア市民情報ネット ワーク	局長	大久保 瞳	N P O
有識者	岩手県立大学社会福祉学部	准教授	菅野 道生	有識者

第3期二戸市地域福祉計画 策定経過

年 月	取 組 事 項
30年11月	福祉サービス等検討会議(11/20) 第1回地域福祉計画策定委員会(11/30) <ul style="list-style-type: none"> ・第2期地域福祉計画の概要 ・第2期地域福祉計画の取組状況 ・地域福祉を取り巻く状況
31年1月	二戸市社会福祉法人連絡会幹事会及び第2回コンシェルジュ部会合同会議(1/9) <ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画に関する意見交換 二戸市民生児童委員協議会へのヒアリング(1/28) 第2回地域福祉計画策定委員会(1/31) <ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画の基本理念及び基本目標について ・第3期地域福祉計画施策の体系について
31年2月	第5回福祉サービス等検討会議(2/12) <ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画基本理念及び基本目標について ・第3期地域福祉計画の施策の体系について 第3回地域福祉計画策定委員会(2/21) <ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画の評価・検証項目について 二戸市社会福祉協議会、社会福祉法人連絡会、福祉コンシェルジュ、民生児童委員からの意見募集(2月) パブリックコメントの募集(2/26～3/18)
31年3月	第4回地域福祉計画策定委員会(3/20) <ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画(最終案)について 第3期計画の策定

第3期二戸市地域福祉計画

発行 平成31年3月

編集 二戸市健康福祉部健康福祉企画課

〒028-6198 岩手県二戸市福岡字八幡下 11-1

電話 0195(23)1313 FAX 0195(22)1188